令和８年１１月２７日

厚生労働大臣　上野　賢一郎　様

埼玉県知事　大野　元裕

介護報酬の地域区分の見直しに係る要望

本県では、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしを続けたいと願う高齢者を支えるため、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいるところです。

2040 年に向けて、本県では、介護ニーズが高まる 85 歳以上の高齢者が全国トップレベルのスピードで増加することから、増大する介護ニーズに対応するためには、介護サービスを担う人材の継続的・安定的な確保が必要です。

本県においても、現在、介護の仕事の魅力向上・発信、介護テクノロジーの導入支援や資格取得支援等の職場環境の改善などあらゆる手段を講じておりますが、介護人材の確保のためには、介護職員の処遇改善の更なる推進が不可欠です。

介護職員の処遇改善の原資は介護報酬であり、現在、令和９年度の改定に向けて、持続可能な介護保険制度のための給付と負担の在り方が議論されていると承知しております。

その介護報酬について、大きな影響を及ぼすものが地域区分です。

地域区分の設定により、東京都特別区などの都内の多くの自治体と県内市の間には介護報酬に格差が生じていますが、所得の差は小さく、場所によっては県内市のほうが高くなっている現状を踏まえると、本県では地域の実情が反映されていないと考えております。

特に都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市等と一体の生活圏を形成していることなどから、通勤や経済活動の圏域を考慮した区分を設定することで自治体間の格差を解消することが必要です。

令和８年１０月２８日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会におい

て、令和９年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法の案が示されたところですが、従前と同様に、国家公務員の地域手当の設定に準拠することを原則としています。

案のとおりに地域区分が設定された場合、本県では、東京都特別区などの都内の多くの自治体と県内市との間の介護報酬の格差が依然として存在することから、介護報酬の地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば、介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるようにするなど、制度を抜本的に見直す必要があると考えます。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

１　介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。

２　地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。

３　国家公務員の地域手当に準拠するという考え方が、他の公定価格に適用されないようにすること。